

傷病性質コード表

大分類	分類項目	号番号(2桁)+分類コード (2桁)	枝番 (3桁)		
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病(7号)	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	07	01	000	
	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		02	000	
	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		03	000	
	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		04	000	
	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん		05	000	
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん		06	000	
	石綿にさらされる業務による肺がん		07	000	
	石綿にさらされる業務による中皮腫		08	000	
	ベンゼンにさらされる業務による白血病		09	000	
	塩化ビニルにさらされる業務による		肝血管肉腫	10	000
			肝細胞がん	11	000
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ボジキンリンパ腫		白血病	12	000
			肺がん	13	000
			皮膚がん	14	000
			骨肉腫	15	000
			甲状腺がん	16	000
			多発性骨髄腫	17	000
			非ボジキンリンパ腫	18	000
			オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	19	000
			マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	20	000
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん		21	000	
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん		22	000	
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん		23	000	
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん		24	000	
	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		25	000	
	ベリリウムにさらされる業務による肺がん		26	000	
	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん		27	000	
	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん		28	000	
	オルトトルイジンにさらされる業務による膀胱がん		29	000	
01から28までに掲げるもの以外のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	99	000			
8号	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	08	01	000	
9号	人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	09	01	000	
10号	前号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病	10	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	01	000
			亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	02	000
			ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	03	000
11号	その他業務に起因することの明らかな疾病	11	01	000	

- (注)
1. 同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。
 2. その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類すること。
 3. がんについては、全て号番号(2桁)が07の分類コードに分類すること。
 4. 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類すること。